研修を実施し、どの地域においても一定水準 の発達障害の診療・対応が可能となるよう医 療従事者の育成に取り組むこととしている。

### (5) 各種障害への対応

## ア 盲ろう者への対応

盲ろう者とは、「視覚と聴覚に障害がある者」であり、全盲ろう、盲難聴、弱視ろう、弱視難聴の4つのタイプがある。社会福祉法人全国盲ろう者協会の「盲ろう者に関する実態調査(平成25年3月)」によると、盲ろう者は、約1万4,000人と推計されている。

盲ろう者は、その障害の程度や生育歴等により、コミュニケーション方法も触手話、指文字、指点字、手書き文字など多様な方法があり、コミュニケーションの保障や情報入手、移動の支援が重要である。

平成25年度から、障害者総合支援法の地域 生活支援事業においては、盲ろう者の自立と 社会参加を図るため、コミュニケーションや 移動の支援を行う「盲ろう者向け通訳・介助 員養成研修事業」及び「盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業」について、都道府県の必須 事業として実施している。

平成27年度からは「盲ろう者向けパソコン 指導者養成研修事業」等を実施するなど、盲 ろう者に対するコミュニケーション支援等の 充実を図っている。

また、コミュニケーション手段の確保、外出のための移動支援など、社会参加を促進するためのサービス支援の人材確保や派遣事業等を引き続き充実していくことが必要であり、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修を行う指導者の研修を実施し、サービス支援の人材育成を行っている。

また、国立障害者リハビリテーションセンター等で作成した、生活訓練等マニュアルを 基に地域の施設において生活訓練等を実施し ており、今後も継続して盲ろう者の地域における生活訓練のあり方について検討を行うこととしている。

#### イ 強度行動障害への対応

強度行動障害とは、周囲の不適切な対応や環境の影響等により、自分の体を叩く、食べられないものを口に入れる、危険につながる道路上での飛び出しなど本人の身体又は生命を損ねる行動や、他人を叩く、物を壊す、何時間も大泣きを続けるなどの行動が、高い頻度で起こるため、著しく支援が困難な状態のことをいい、行動障害の軽減を目的として障害児入所施設等の指定施設において適切な支援と環境の提供を行うために「強度行動障害児特別支援加算」等による支援が行われている。

さらに、平成25年度から強度行動障害のある人に対する支援を適切に行う者を養成する「強度行動障害支援者養成研修」を創設するとともに、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において「重度障害者支援加算」の見直しを行い、強度行動障害支援者養成研修修了者を報酬上評価すること、及び行動援護従業者に対して、行動援護従業者養成研修の受講を必須化すること等により、強度行動障害のある人に対する支援の充実を図っている。

## ウ 難病患者等への対応

平成24年度までは、難病患者等の居宅における療養生活を支援するため、要介護の状況にありながら「障害者自立支援法」等の施策の対象とならない等の要件を満たす難病患者等を対象として、市町村等を事業主体として、難病患者等居宅生活支援事業を実施していた。

また、平成25年4月から施行された「障害者総合支援法」においては、障害者の定義に難病患者等を追加して障害福祉サービス等の対象とし、新たに対象となる難病患者等は、身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、

必要に応じて障害程度区分(平成26年4月からは障害支援区分)の認定などの手続きを経た上で、市区町村において必要と認められた障害福祉サービス等(障害児にあっては、児童福祉法に基づく障害児支援)が利用できることとなった。また、「障害者総合支援法」における対象疾病(難病等)の範囲については、当面の措置として、難病患者等居宅生活

支援事業の対象となっていた130疾病を対象としていたが、難病医療費助成の対象となる指定難病の検討状況等を踏まえ、対象疾病の検討を行い、平成27年1月1日より151疾病に拡大した。さらに、指定難病の検討状況等を踏まえた検討を行い、平成27年7月1日より対象疾病を332疾病に拡大した。

# シルバーハウジング・プロジェクトとは?

住宅部局と福祉部局が連携することにより、公営住宅等について、手すり・緊急通報装置の設置等の高齢者の安全や利便に配慮した設備・仕様とし、併せてデイサービスセンター等福祉施設との併設、又はライフサポートアドバイザーの配置により生活を支援しています。入居者は高齢者世帯ですが、事業主体の長が特に必要と認める場合に限り、以下の障害者世帯についても対象とすることとしています。

- ●障害者単身世帯
- ●障害者のみの世帯
- ●障害者とその配偶者のみからなる世帯
- ●障害者と高齢者(60歳以上)又は高齢者夫婦(夫婦のいずれか一方が60歳以上であれば足りる。)のみからなる世帯

